

平成 30 年（ワ）第 164 号等 国家賠償請求事件

原告 片倉一美 外 32 名

被告 国

証 拠 説 明 書 （甲 1 0 ～ 1 2 号証）

2 0 1 8 （平成 3 0）年 1 1 月 2 3 日

水戸地方裁判所 下妻支部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 五 來 則 男
弁護士 鈴 木 裕 也
外

| 甲 号 証 | 標 目 (原・写の別) | 写し | 作成年月日 | 作成者 |
|----------|--|----|--------------------|------------------------|
| 1 0 | 平成 2 7 年 9 月 関 東 ・ 東 北 豪 雨 に 係 る 茨 城 県 常 総 地 区 推 定 浸 水 範 囲 (9 月 1 2 日 1 5 : 3 0 時 点 ま で に 浸 水 し た 範 囲) | | 平成 3 0 年 1 月 1 3 日 | 国土交通省国土地理院 及び 原告ら訴訟代理人 |
| | 立 証 趣 旨 | | | |
| | 本書証は、貴庁からの求釈明を受けて、国土交通省国土地理院作成の「平成 2 7 年 9 月 関 東 ・ 東 北 豪 雨 に 係 る 茨 城 県 常 総 地 区 推 定 浸 水 範 囲 (9 月 1 2 日 1 5 : 3 0 時 点 ま で に 浸 水 し た 範 囲)」に、原告ら訴訟代理人において、溢水箇所、破堤箇所、3 つの地区の位置、原告らの当時の住所を加筆したものである。 | | | |
| 甲 号 証 | 標 目 (原・写の別) | 写し | 作成年月日 | 作成者 |
| | 写真 | | 2 0 1 4 年 頃 | 国土交通省 |

| 立 証 趣 旨 | | | | |
|---------|--|----|-----------|-----------|
| 1 1 | <p>本書証は、鬼怒川左岸25.35km地点（若宮戸地区）において、国土交通省が本件水害前に撮影した写真である。</p> <p>同写真では、2014年7月に国土交通省がソーラー発電事業者との合意に基づいて設置した大型土嚢の状態が写されている。</p> <p>原告は、本書証に基づいて、2014年7月に国土交通省がソーラー発電事業者との合意のもとで行った洪水対策が、掘削された場所に平均Y.P.21.3mまで大型土嚢（1個の高さ約80cm）を2段（横断構造は、下に2個、上に1個）積んだだけであったこと（訴状11頁）を立証するものである。</p> | | | |
| 甲 号 証 | 標 目（原・写の別） | 写し | 作成年月日 | 作成者 |
| | 朝日新聞 2015年10月11日の記事 | | 2017年4月1日 | 株式会社朝日新聞社 |
| | 立 証 趣 旨 | | | |
| 1 2 | <p>本書証は、株式会社朝日新聞社が2015年10月11日に掲載した本件水害に関する記事である。</p> <p>本書証には、①鬼怒川の決壊による洪水が下流域に流れ込み、水海道地区等下流域にある地区の住民が浸水被害を受けたこと、及び、②浸水し始めた時刻に関する住民の証言に基づき作成された図が掲載されている。</p> | | | |